

事後評価に係る資料

【官庁営繕事業】

平成23年11月1日

営繕部

目次

事後評価結果原案	1
○浜松地方合同庁舎	
1. 事業概要	3
2. 事業計画	5
3. 今後の事後評価及び改善措置	10
4. 対応方針（原案）	10
参考資料	11

官庁営繕事業 事後評価結果（原案）

平成23年度				事後評価	
事業名（箇所名）	浜松地方合同庁舎		担当課	技術・評価課	
			担当課長名	稲垣億作	
実施箇所	浜松市中区中央一丁目12-4				
該当基準	事後評価				
事業諸元	<ul style="list-style-type: none"> 敷地： 4,200 m² 構造： 鉄骨造、地上12階地下2階建て 規模： 18,577 m² 				
事業期間	事業採択	平成 16 年度	完了	平成 20 年度	
総事業費（億円）	47億円				
目的・必要性	<ul style="list-style-type: none"> 経年による施設の老朽化、耐震性の確保 業務の多様化、業務量の増大及び出張所等の統合による施設の狭隘解消 分散している各官署の集約・立体化 官公庁施設や民間施設との連携による安全で利便性の高いまちづくり 環境負荷低減に資するグリーン庁舎及びユニバーサルデザインを取り入れた高度なバリアフリー庁舎としての整備 				
社会経済情勢の変化	<ul style="list-style-type: none"> 本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。 				
費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化	<ul style="list-style-type: none"> 当初の事業計画に沿った整備がなされ、また庁舎が適切に活用されていることから、事業採択の時点から特段の要因の変化はないと考えられる。 				
事業の効果の発現状況	<ul style="list-style-type: none"> 位置、規模及び構造の観点から業務を行うための基本機能を満足していることが確認できる 地域性、環境保全性、ユニバーサルデザイン及び耐用・保全性について、特に充実した取組が、また景観性及び防災性についても、充実した取組がなされており、官庁営繕の施策が適切に反映されていることが確認できる。 <p>以上より、想定していた事業の効果は十分に発現していると考えられる。</p>				
事業実施による環境の変化	<ul style="list-style-type: none"> 環境保全性及びCASBEE評価の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。 合同庁舎内の複数の官署に訪問される方のほか、周辺に所在する県の総合庁舎、市の情報センターや裁判所などにも、訪問される方々が多く、その利便性が向上していると考えられる。 				
対応方針	今後の事後評価の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で再度の事後評価の必要性はない。 			
	改善措置の必要性	<ul style="list-style-type: none"> 事業の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で改善措置の必要性はない。なお、今後も保全指導の面から関係官署と連携して対応する。 			
同種事業の計画・調査のあり方や事業評価手法の見直しの必要性	<ul style="list-style-type: none"> 今後も評価方法の運用にあたっては、適宜改善・見直しを行うなどフォローアップに努める。作業過程で得られた事業の成果や課題は今後の施設整備にフィードバックし、活用していく。 現時点で見直しの必要性は見られないが、事業評価手法については引き続き評価の客観化に努めるとともに、必要に応じて適宜見直しを進める。 				
概要図（位置図）	別添				

施設名： 浜松地方合同庁舎

事業場所： 浜松市中区中央一丁目12-4

位置図



(2) 事業化の背景と目的

入居官署はいずれも経年による老朽化と業務の多様化、業務量の増大による狭あい化が進み、業務に支障が生じていた。また、東海地震の強化地域内であり、旧建築基準法による建物であるため、耐震性の確保が急務となっていた。

そのため、

- 経年による施設の老朽化への対応、耐震性の確保
- 業務の多様化、業務量の増大及び出張所等の統合による施設の狭隘解消
- 分散している各官署の集約・立体化
- 官公庁施設や民間施設との連携による安全で利便性の高いまちづくり
- 環境負荷低減に資するグリーン庁舎及びユニバーサルデザインを取り入れた高度なバリアフリー庁舎としての整備

を、主な目的として整備を進めることとした。

なお、基本条件として、「国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造に関する基準」(平成6年12月15日 建設省告示 第2379号)を満足する施設の整備を行う。

(3) 既存庁舎の概要

浜松地方合同庁舎に入居している各官署の旧施設の概要については以下の通りであり、建設されて40年前後経過している庁舎がほとんどであり、老朽・狭あいが著しく、耐震性能が不足しており、早急な対応が必要となっていた。

入居官署	建設年次	旧所在地	主な合同計画理由
自衛隊静岡地方協力本部 浜松出張所	1970	浜松市中区三組町 28-29	狭隘
南関東防衛局 浜松防衛施設事務所	1970	浜松市中区三組町 28-29	老朽
静岡地方検察庁 浜松支部・区検察庁	1973	浜松市北区 鴨江三丁目	老朽
静岡地方法務局浜松支局 (民借)	1994	浜松市中区 板屋町 111-2	借用返還
静岡保護観察所 浜松駐在官事務所	1973	浜松市北区 鴨江三丁目	老朽
名古屋入国管理局 浜松出張所	1973	浜松市中区浅田町 81-6	借用返還
浜松西税務署	1976	浜松市中区 元目町 120-1	老朽
関東農政局 浜松統計・情報センター	1966	浜松市東区和田町 159-1	老朽
浜松労働基準監督署	1963	浜松市中区 元魚町 146	老朽

浜松合同庁舎及び旧施設 配置図



2. 事業計画

官庁営繕事業の事業評価については、国土交通省所管のいわゆる「その他施設費」に係る事業による実施要領に基づき実施するものであるが、その中の「評価の視点」において、特に、「費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化」については「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」として、「事業の効果の発現状況」については「事業計画の効果」として、各々評点を求め、採択及び評価の要件としている。

(1) 事業計画の必要性

浜松地方合同に関する各官署の旧施設の状況については、以下の通りである。



事務室（狭あい）



建物（老朽）



外壁（ひび割れ）

また、事業計画の必要性については、別表1（事業計画の必要性に関する評価指標）に基づき評点を算出すると、以下のようになる。ただし、合同庁舎での計画であるため各官署の浜松合同庁舎の面積に占める割合から、評点を算出している。なお、新規事業採択時と同じ評点であり、変更はない。

計画理由	評点	既存庁舎が該当する官署
老朽	57.4	静岡地連浜松、浜松防犯事務所、検察浜松・区検、保護観浜松、浜松西税務署、浜松統計、浜松労基署
狭あい	3.8	静岡地連浜松、浜松防犯事務所、検察浜松・区検、保護観浜松、浜松統計、浜松労基署
借地返還	25.5	浜松法務支局、入管浜松
分散	2.4	浜松法務支局
市計画の関係	7.0	シビックコア地区
立地条件の不良	0.1	入管浜松
施設の不備	1.3	浜松法務支局、入管浜松
合同庁舎計画	10.0	合同庁舎
評点 =	107.5	

※なお、四捨五入等の関係から一部合計が異なる場合がある。

以上について、評点の合計は107.5点であり、事業計画の必要性があると判断できる。

（2）事業計画の合理性

○浜松地方合同に関する事業計画の合理性の評価

事業計画案（浜松地方合同庁舎）と代替案（改修+増築、民借等）との比較（評価対象期間：建設後50年）を行った。

A. 事業計画案の総費用

	金額
1 初期費用	4,690,948
(1) 建設費	4,564,584
(2) 企画設計費	126,364
2 維持修繕費	3,441,298
(1) 修繕費	1,226,518
(2) 保全費	1,580,825
(3) 水道光熱費	667,326
4 土地の占用に係る機会費用	835,380

5 法人税等	-314,206

事業案総費用 8,686,791

B. 代替案の総費用

	金額
1 初期費用	2,640,654
(1) -1 増築・改築費	2,252,272
(1) -2 耐震改修費	238,914
(2) 企画設計費	96,570
(3) 解体費	52,897
2 維持修繕費	7,654,170
(1) 修繕費	1,001,421
(2) 保全費	1,195,755
(3) 水道光熱費	697,980
(4) 賃料	4,759,014
3 土地の占用に係る機会費用	585,440
4 法人税等	-463,844

代替案総費用 10,416,420

事業計画の合理性に関する評点については、別表2（事業計画の合理性に関する評価指標）により、同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価されるため、評点は100点であり、事業計画の合理性があると判断できる。

(3) 事業計画の効果

浜松地方合同庁舎における業務を行うための基本機能及び施策に基づく付加機能（B 1、B 2）の状況は以下の通り。

(A) 業務を行うための基本機能（B 1）の確認

位置・規模・構造の基準と比較し、別表3（事業計画の効果（B 1及びB 2）の発現状況を評価するための指標）及び別表4（施策に基づく付加機能（B 2）の発現状況チェックリスト）に基づき評価を行った。

分類	評価項目	新規採択時評価		事後評価	
位置	用地の取得・借用（B 1）	1	必要な期間の用地の利用が担保されている。	1.1	国有地に建設されている。
	災害防止・環境保全（B 1）	1	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。	1	同左
	アクセスの確保（B 1）	1.1	施設へのアクセスは良好	1.1	同左
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性（B 1）	1	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	1	同左
	敷地形状等（B 1）	1	敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。	1	同左
規模	建築物の規模（B 1）	1	業務内容等に応じ、適切な規模となっている。	1	同左
	敷地の規模（B 1）	1	建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	1	同左
構造	機能性（業務を行うための基本機能に該当する部分）（B 1）	1	執務に必要な空間及び機能が適切に確保される見込みである。	1	同左
	社会性、環境安全性及び機能性（施策に基づく付加機能に該当する部分）（B 2）	1	法令に基づく標準的な性能が適切に確保される見込みである。	1.1	施策に基づく機能が付加されている。（A又はBに該当する項目があり、かつDに該当する項目がない。）
評点		110	≥100	133	≥100

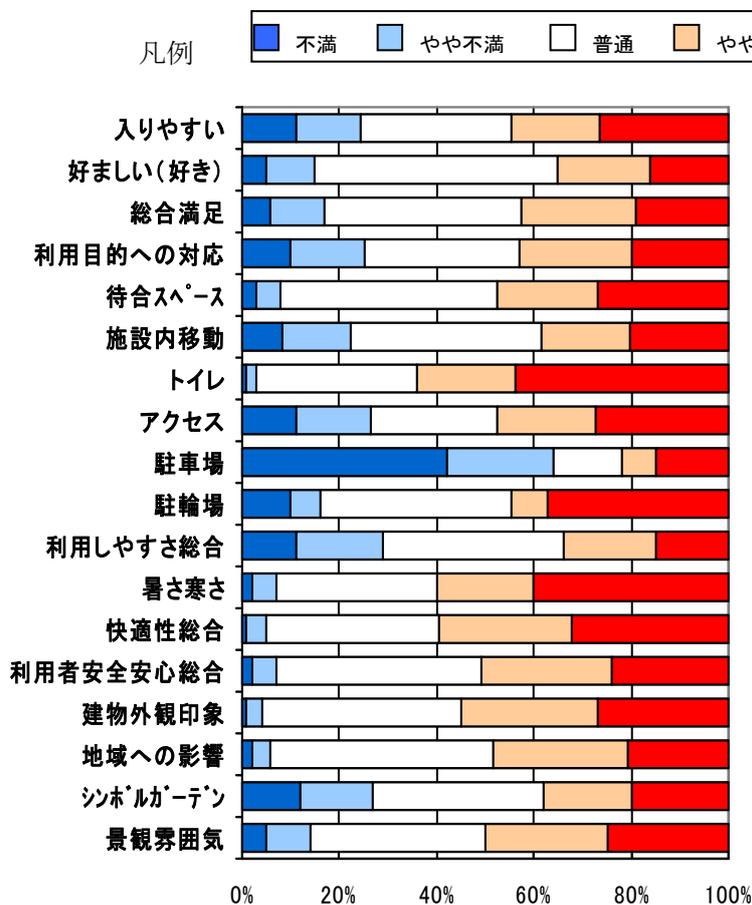
新規事業採択時と比較して、用地については国有地となったため（1. 1）また、施策に基づく付加機能（1. 1）について変更している。

(B) 施策に基づく付加機能（B2）については、以下の取組を実施している。

分類	評価項目	政策への取組		評価
社会性	地域性	①自治体等との連携（ｼﾞｯｸﾌ） ②地域住民との連携（ワｰｸｼｯﾌﾟ など）	特に充実した取組（2つ以上）	A
	景観性	③周辺の都市環境への配慮 （オープンスペースの設置、外部空間の統一的な整備）	充実した取組（1つ該当）	B
環境 保全性	環境保全性	①特別な省エネ機器の導入 ②自然エネルギー利用のための特別な対策 ③水資源の有効活用のための特別な対策 ④熱負荷軽減のための対策	特に充実した取組（4つ以上）	A
機能性	ユニバーサルデザイン（建物内）	①<バリアフリー法における規定>「建築物移動円滑誘導基準」（望ましい規定以上）	望ましい規定以上	A
	防災性	②地震への特別な対策（サイト波による検証）	防災に配慮した取組（1つ該当）	B
経済性	耐用・保全性	①将来の模様替えに配慮した対策②機器更新に配慮した設備スペースの確保	特に充実した取組（2つ以上）	A

(C) 事業計画の効果に関する参考資料

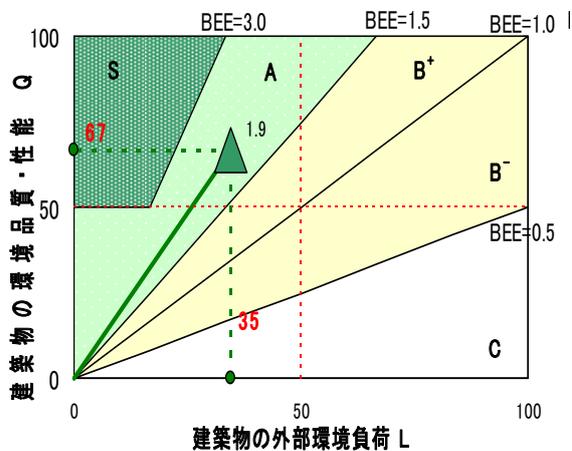
(a) 顧客満足度調査



施設完成後、約1年半を経過して、一般利用者及び職員等に対して顧客満足度調査を実施しており、その主な項目に対する満足度は、左図（一般利用者）の通り。なお、職員についても同様な傾向である。

(b).建築環境総合性能評価システム (CASBEE)

CASBEEとは(Comprehensive Assessment System Built Environment Efficiency)の略で、建物などを環境性能で総合評価し格付けする手法である。施設内などの快適性や景観への配慮なども含めた建物の品質と、環境負荷を総合的に評価する。



浜松地方合同庁舎のQ=67、L=35となり、BEE値=1.9となりA評価となっている。

S :素晴らしい	A :大変良い
B :良い	B ⁻ :やや劣る
C :劣る	

(4) 事業実施による環境の変化

環境保全性及びCASBEE評価の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており特に問題はない。

合同庁舎内の複数の官署に訪問される方のほか、周辺に所在する県の総合庁舎、市の情報センターや裁判所などにも、訪問される方々が多く、その利便性が向上していると考えられる。

(5) 社会経済情勢の変化

関東農政局浜松統計情報センターが、関東農政局浜松地域センター(平成23年9月1日)に改編された。なお、新組織についても、引き続き浜松地方合同庁舎に入居しており、本事業の事業計画の必要性や合理性に影響を与えるような社会経済情勢の変化は特にないと考えられる。

3. 今後の事後評価及び改善措置の必要性

(1) 今後の事後評価の必要性

事業計画の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で再度の事後評価の必要性はない。

(2) 改善措置の必要性

事業計画の効果は十分に発現していると考えられるため、現時点で改善措置の必要性はない。なお、今後も保全指導の面から関係官署と連携して対応する。

4. 対応方針(原案)

以上より、浜松地方合同庁舎における今後の事後評価の必要性及び改善措置の必要性は無いと考えている。

別図1 事業計画の必要性に関する評価指標

1. 計画理由が2つ以上の時は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評価点に従要素をそれぞれ加えた点数を事業計画の必要性の評価点とする。
2. 合同庁舎計画、特定国有財産整備計画に基づくものには、1. で算出した事業計画の必要性の評価点にそれぞれ10点を加算したものを事業計画の必要性の評価点とする。

計画理由	●建替等の場合							備考
	100 構造	90 3,000以下	80 3,500以下	70 4,000以下	60 4,500以下	50 5,000以下	40 6,000以下	
老朽	100 現存率50%以下又は経年、被災等により構造耐力が著しく低下し、非常に危険な状態にあるもの	90 60%以下	80 70%以下	70 80%以下	60 80%以下	50	40	災害危険地域又は気象災害の極めて危険な場所にある場合、10点を加算する。
狭あい	面積率0.5以下	0.55以下	0.60以下	0.65以下	0.70以下	0.75以下	0.80以下	敷地等の関係で建築が不可能な場合のみ、新築の主要理由として取り上げる。
借用返還	立退要求がある場合	借用期間が切れ、早期立退が必要なもの				なるべく速やかに返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難	区画整理等旅行券などで早く立退かないうと妨害となるもの	区画整理等旅行券などで早く立退かないうと妨害となるもの	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	なるべく速やかに返還すべきもの	同一敷地内に分散、業務上支障があるもの	相互距離は、通等利用する道路の延長とする。
都市計画の関係	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行地	区画整理等旅行券などで早く立退かないうと妨害となるもの	区画整理等旅行券などで早く立退かないうと妨害となるもの	区画整理等が事業決定済であるもの(年度別決定済)	2ヶ所以上に分散、相互距離が1km以上で(同一敷地外)、業務上著しく支障があるもの	緊急に返還すべきもの	区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくもののうち、シビックコア内の当該旅行券を撤去施設、関連都市整備事業等全てが整備済のものについては、全てが整備済または建設中のものは4点を加算する。
立地条件の不良	位置の不備			60点以下	都市計画的にみて、地域性上著しい障害のあるもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度70点以下のもの	80点以下	都市計画的にみて、地域性上好ましくないもの又は防火地区若しくは準防火地区にある木造建築物で防火度100点未満のもの	
施設の不備	位置の不備				位置が不適当で業務上支障を来しているもの又は公衆に不便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環境上好ましくないもの	
衛生条件の不良	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの	施設が不備のため業務の遂行が著しく困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不良等で維持管理上好ましくないもの	敷地等の関係で建築が不可能な場合のみ、新築の主要理由として取り上げる。
法令等	法令等に基づく整備	法令、罰則決定等に基づき整備が必要なもの	法令、罰則決定等に基づき整備が必要なもの	法令による基準より相応低いもの	法令による基準より相応低いもの		法令による基準以下であるもの	新設新築の理由として取り上げない。

計画理由	●新規施設の場合							備考
	100 構造	90 3,000以下	80 3,500以下	70 4,000以下	60 4,500以下	50 5,000以下	40 6,000以下	
法令等	法令、罰則決定等に基づき整備が必要なもの	法令、罰則決定等に基づき整備が必要なもの	法令、罰則決定等に基づき整備が必要なもの	法令による基準より相応低いもの	法令による基準より相応低いもの		法令による基準以下であるもの	国の行政機関等の移転及び機構統合等に適用する。ただし、機構統合による場合は主理由として取り上げない。
新たな行政需要	新たな行政需要への対応が特に緊急を要する	新たな行政需要への対応を至急すべき	新たな行政需要への対応を至急すべき	新たな行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい	新たな行政需要への対応の必要性は認められるが急がなくてよい		整備を行わない場合、業務上の遂行が困難なもの	整備を行わない場合、業務上好ましくないもの
機構新設	機構新設に付随する整備	整備を行わない場合、業務上の遂行が著しく困難なもの	整備を行わない場合、業務上の遂行が著しく困難なもの	整備を行わない場合、業務上の遂行が著しく困難なもの	整備を行わない場合、業務上の遂行が著しく困難なもの		整備を行わない場合、業務上好ましくないもの	

(注)1. 同一理由で2つ以上評価点のある場合は、高い方の点数を採用する。
 2. 各種記載の事項は、一般的基準を示したものであり、当てはまりにくい場合は、基準と照合して適宜判断する。
 3. 卓安度、防火度及び現存率は、官庁建築物実態調査の結果による。
 4. 面積率は一般事務庁舎については別表により算出する。ただし、固有業務室がある場合には分母にその面積を加算する。

別図2 事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評価
100点	<p>下記のいずれかに当てはまる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。 ・他の組織・機関が採算性等の審査等により評価を行う場合であって、当該評価方法に合理性があると確認できる場合。
0点	上記のいずれにも当てはまらない。

別図3 事業計画の効果（B1及びB2）の発現状況を評価するための指標

分類	評価項目	評価					
		1.1	1.0	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地の取得・借用	(新規取得が否かわ問わず)国有地に建設されている	必要な期間の用地の利用(借用を含む)が担保されている。			用地の取得上、借用上の問題があるか、その問題が解消される見込みがある。	用地の取得上、借用上の問題があり、その問題が解消される見込みがない。
	災害防止・環境保全	自然的条件からみて災害防止・環境保全上良好な状態である	自然的条件からみて災害防止・環境保全上支障がない。			自然的条件からみて災害防止・環境保全上軽微な支障がある。	自然的条件からみて災害防止・環境保全上重大な支障がある。
	アクセシビリティの確保	施設へのアクセシビリティは良好である。	施設へのアクセシビリティに支障はない。	施設へのアクセシビリティに軽微な支障がある。			施設へのアクセシビリティに重大な支障がある。
	都市計画その他の土地利用に関する計画との整合性		都市計画その他の土地利用に関する計画と整合している。	都市計画その他の土地利用に関する計画と整合していないが、整合する見込みがある。			都市計画その他の土地利用に関する計画と整合しておらず、整合する見込みがない。
	敷地形状等		敷地全体が有効に利用されており、安全・円滑に敷地への出入りができる。				敷地の有効利用または敷地への安全・円滑な出入りに重大な問題がある。
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模となっている。				業務内容等に対し、著しく不適切な規模となっている。
	敷地の規模		建築物の規模及び業務内容に応じ、適切な規模となっている。	建築物の規模及び業務内容に対し、やや不適切な規模となっている。(駐車場の不足など)			建築物の規模及び業務内容に対し、著しく不適切な規模となっている。
構造	機能性(業務を行うための基本機能に該当する部分)		執務に必要な空間及び機能が適切に確保されている。				執務に必要な空間及び機能が確保されていない。
	社会性、環境保全性、機能性(就業に基づく付加価値に該当する部分)及び耐用・保全性	施策に基づく機能が付け加わっている。(別表においてA又はBに該当する項目があり、かつDに該当する項目がない。)*	法令等に基づく標準的な性能が適切に確保されている。(別表において、全項目がCに該当する。)				法令等に基づく標準的な性能が適切に確保されていない。(別表において、Dに該当する項目がある。)

別図4 施策に基づく付加機能（B2）の発現状況チェックリスト

施策に基づく付加機能(B2)の発現状況チェックリスト
 本表の使い方: 下記の項目ごとに要領に基づいてチェックを行い、該当する評語を選定する。ただし、各事業で取り組む施策は、当該事業の特性に合致していること。

分類	評価項目	評価	取組状況	評価要領
社会性	地域性	A	特に充実した取組がなされている	右の施策が2つ以上取り組まれている
		B	充実した取組がなされている	右の施策が1つ取り組まれている
		C	一般的な取組がなされている	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
		D	一般的な取組がなされていない	
社会性	景観性	A	特に充実した取組がなされている	右の施策が2つ以上取り組まれている
		B	充実した取組がなされている	右の施策が1つ取り組まれている
		C	一般的な取組がなされている	関連する法令、条例、計画、協定等と整合が図られている。
		D	一般的な取組がなされていない	
環境安全性	環境安全性	A	特に充実した取組がなされている	右の施策が4つ以上取り組まれている。
		B	十分に環境負荷の低減化が図られている	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		C	一般的な環境負荷の低減化が図られている	省エネ器具などの導入されている。(H)照明、照明制御、高効率変圧器、高性能ガラス、エコーパネル、ノンフロン機器、高効率給湯器、VAV、VWV、節水設備など)
		D	一般的な環境負荷の低減化が図られていない	
機能性	ユニバーサルデザイン	A	「高度なバリアフリー化」※※が行われている	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
		B	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている	建築物移動等円滑化誘導基準を満たしている。
		C	法令規定に基づき整備されている	建築物移動等円滑化基準を満たしている。又は同基準の適用対象外施設である。
		D	法令規定に基づく整備がなされていない	
機能性	防災性	A	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、特に防災に配慮した取組が行われている	右の施策が2つ以上取り組まれている。
		B	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に配慮した取組が行われている	右の施策が1つ取り組まれている。
		C	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされているほか、防災に関する一般的な取組が行われている	総合耐震計画基準に基づいた整備が行われている。
		D	総合耐震計画基準に基づいた取組がなされていない	
経済性	耐用・安全性	A	特に充実した取組がなされている	右の施策が2つ以上取り組まれている
		B	充実した取組がなされている	右の施策が1つ取り組まれている
		C	一般的な取組がなされている	一般的な設計上の工夫が行われている。 (設備配管スペースの確保、外壁のタイル仕上、建物配置上の配慮、事務室の無柱化など)
		D	一般的な取組がなされていない	

※評価の実施主体が評価(案)を作成する際に、個別の事業特性に応じて本表に記載の無い施策を評価に加えることを妨げない。
 ※※「高度なバリアフリー化」について(平成13年8月1日 国高計第87号、国高建第50号、国高設第48号)による。